

A 様

神戸市監査委員	佐 伯 育 三
同	橋 本 秀 一
同	松 本 しゅうじ

老人クラブに対する補助金の支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 22 年 4 月 1 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 22 年 4 月 1 日付をもって受付けた住民監査請求書は次のとおりである。

1. 結論 ～地方自治法第 242 条

公金（補助金～4 会計年度〈H17 度 ¥133,100 円×4=532,400 円推計〉）の不当支出の返還（根拠～神監 1 第 417 号第 1～2-(A)・(B)と 4-(3)）～不法行為者 3 名の自己責任者へ求償求めた

2. 根拠 ～不法行為者 3 名と神戸市職員 5 氏の不作為

(1) 順守すべき金科玉条～神監 1 第 417 号の

第 1～2・資料 No5 会則第 5 条、及び第 9 条

(A)と(B)

第 1～4・～(1)(2)(3)－①②

は、資料の非（又は、無・不）検証が動因

(2) 三権分立の行政権に所属する本件は、市職員による怠慢から起因した

(3) 本件の根幹は、上記(1)記述のとおり

(4) 老人クラブは、神戸市制令の

補助要綱

運営基準

に定義する「準拠して運営されるものをいう」と概念される「準拠集団」であり、必須要件～特に義務＝法的拘束力を侵害し、抵触した及び上記(1)会則第5条第9条も同様に侵害、抵触

(5) 神監1第417号第1-4について

①公務員は、公平、公正、中立を忘却し(1)(2)は6ヶ月放棄した上、翌日X宅へ「自主的カンパは行政指導駄目」に至っては、不法行為者への偏向(Y・Zは、区老連の役員兼務から北区役所に入出入りしており、顔見知りである(推測)～公務員のスタンス欠如と推認)が、(3)の神市保高高第114号の文章に反映された

②の「例えば…想定しています」は、非情報公開(内部告発者は、その文書、受領後に準拠法(補助要綱と運営基準)を手中にして、検証結果、結論(本文1)に達した

(6) いかにもボランティア(又はボランタリー)と、いえども上記詳述の金科玉条の順守のバックグラウンドが無くして、本件、無法行為、非合法行為募金は、有り得ない内部告発者はボランティア否定論者ではありません。

(7) 以上、詳述の本件、似非募金行為が再発防止に役立ちます様、受理、頂きたく希求申し上げます

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

従って、当該団体に損害をもたらすような行為に対して行うことができるのであって、当該団体に財産的損失を与えない、または与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求になじまないものである。

また、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要するとされている。さらに、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、監査請求の対象が特定の財務会計上の行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるとされている。(最高裁判例平成16年11月25日)

しかるに本件請求についてみると、「補助金…の不当支出」の記載があるが、その「根拠」は、「不法行為者3名と神戸市職員5氏の不作為」としている。「本件は、市職員による怠慢から起因」、(老人クラブ補助要綱、運営基準の)「法的拘束力を侵害し、抵触」、(P)「会則第5条、第9条も同様に侵害、抵触」や「金科玉条の順守…が無くして本件無法行為、非合法行為、募金は有り得ない」などと主張しているが、補助金支出の違法(不当)性との関連が不明であり、市の(財務会計上の)行為に対する不当性の主張に該当するとは認められない。

また、「公金（補助金～4会計年度<H17度¥133,100円×4=532,400円推計>）の不当支出」
との記載はあるが、当該補助金支出にかかる証拠書類等の添付がなく、何の補助金か、金額、
支出年度も不明確であり、対象となる行為が特定されているとはいえない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので
受理することができない。